

知多北部広域連合介護認定審査会規則

(平成11年8月10日規則第9号)

改正 平成12年3月31日規則第6号

改正 平成26年2月28日規則第1号

改正 平成27年2月25日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、知多北部広域連合介護保険条例（平成12年知多北部広域連合条例第3号）第2条第2項の規定に基づき、知多北部広域連合介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(認定審査会の業務)

第2条 認定審査会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第38条第2項に規定する審査判定業務
- (2) 広域連合の区域を所管する福祉に関する事務所の長からの依頼を受けて行う生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の2に規定する介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項第4号に規定する介護支援給付に係る審査判定業務
- (3) 前2号に掲げる業務を行うために必要な調査及び研究

(委員の任期)

第3条 認定審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 認定審査会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 副会長は、会長の指名により選出する。

4 会長は、会務を総理し、認定審査会を代表する。

5 副会長は、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 認定審査会は、会長が招集する。

- 2 認定審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。
- 3 認定審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査部会)

第6条 認定審査会に介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第9条第1項に規定する合議体として7の審査部会を置く。

- 2 審査部会は、第2条第1号及び第2号の業務を行う。
- 3 審査部会の名称及び所管区域は、別表に掲げるとおりとする。
- 4 審査部会を構成する委員の定数は、5人とし、認定審査会の委員のうちから会長が指名する。
- 5 審査部会は、会長が招集する。
- 6 審査部会に介護保険法施行令第9条第2項に規定する長として部会長1人を置く。
- 7 部会長は、審査部会を構成する委員の互選により選出する。
- 8 審査部会は、当該審査部会を構成する委員の過半数が出席しなければ、これを開き、議決をすることができない。
- 9 審査部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 10 第2条第1号及び第2号の業務については、審査部会の議決をもって認定審査会の議決とする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が認定審査会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成13年3月31日以前に任命された認定審査会委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成12年規則第6号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

審査部会の名称	審査部会の所管区域
東海市第1審査部会	東海市
東海市第2審査部会	
大府市第1審査部会	大府市
大府市第2審査部会	
知多市第1審査部会	知多市
知多市第2審査部会	
東浦町審査部会	東浦町

備考 一審査部会において一定量を超える業務が生じた場合の当該超えた業務に係る所管区域は、この表の規定にかかわらず、他の審査部会の所管区域とすることができる。